

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和3年6月22日(火)
13時00分開会 13時41分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項
町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦
企画課長：鈴木聡、同課長補佐兼企画統計係長：川口二郎
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
 - ・ 監査委員の選任について
 - ・ 過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュールについて(2) 意見書案の協議について
 - ・ 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書(案)
 - ・ 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)
 - ・ 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)
 - ・ 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書(案)(3) 議員提出議案について
 - ・ 清水町議会会議規則の一部改正について(4) 議会運営委員会からの報告事項について
 - ・ 議会報告会と町民との意見交換会について
 - ・ 模擬議会について
 - ・ 議会モニター募集状況について(5) その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：只今から全員協議会を開催したいというふうに思う。案件については、お手元に配付のとおりなので、このように進めさせていただく。まず、町長からの申出事項に入る前に、町長から御挨拶をいただく。

町長（阿部一男）：今日の全員協議会に、我々からは町長部局として2件の申出をさせていただいた。それぞれ監査委員の選任、それから過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュール等について説明をさせてもらうので、どうぞよろしく願います。

(1) 町長からの申出事項について

・ 監査委員の選任について

桜井議長：それでは、まず(1)町長からの申し出事項ということで、まず、監査委員の選任について、執行部側からの選任についての説明をいただきたいというふうに思う。

副町長（山本 司）：私から、監査委員の選任について、皆様にお配りしているA4版の資料に基づきご説明申し上げます。議会開会日が遅れた関係で事後説明となるが、御了承願う。代表監査委員である渡辺富士雄氏である。2期目だが、6月14日に4年間の任期満了を迎えたところである。4月から再任に向けて渡辺氏にお願いしていたところだが、今季限りで退任したいとの意向を示されたところである。その後、後任の人選を行い、次期監査委員予定者から内諾を受けたところである。ただし、前職の職場、勤務先が町外であり、引継ぎ等があることから、10月1日であれば就任可能との内諾を受けたところである。地方自治法の規定により監査委員の選任というのが行われるわけだが、監査委員の任期は4年となっているということだが、ただし書きの条文が地方自治法の197条にあり、ただし書きの条文で「後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない」というふうになっている。この規定を運用したく、渡辺氏に監査委員職務執行者として9月30日までの期間について継続をお願いしたところ、承諾を頂いたところである。後任の監査委員については、9月定例会で提案をさせていただきたいと考えている。なお、この件に関して、6月定例会においては、特段の手續は生じないので、御理解をいただくようお願い申し上げます。以上である。

桜井議長：只今、監査委員の選任について説明をいただいた。これについて何か御質問等があればお受けしたいと思うが、ないか。11番、加来良明議員。

加来議員：任期については、この選任した日から4年間ということなのか。

副町長：選任日から4年間となる。

加来議員：では、残任ではないということか。

副町長：そのとおりである。

加来議員：もう1点、もし9月の定例会で不同意になった場合は、その後の対応はどのようなになるだろうか。

副町長：同意されなかった場合については、引き続き渡辺氏に打診をして、御本人の了解が得られれば、次の後任者が決まるまで、再提案するまでまた引き続きお願いしたく考えている。

桜井議長：ほかに質疑はないか。よろしいか。5番、鈴木孝寿議員。

鈴木議員：差し支えなければ、どうしても名前が出せないのであれば結構だが、記録に残す・残さないも別として、お話しできるなら、していただいてもいいのかななんて思うが、いかがか。

副町長：名前はここの場で申し上げられないが、当然だが、現在、町内にお住いの方で、以前、医療機関の事務職をされていた方である。その前職の職場が町外ということで、退職されて町内にお戻りになった方ということで、よろしいか。

桜井議長：ほかに、何かこの件について質疑はないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、監査委員の選任については、これで終わらせていただく。

・過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュールについて

桜井議長：次に、過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュールについて、企画課より説明があるので、よろしく願います。

企画課長（鈴木 聡）：今回の過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュール等について御説明させていただきたいと思う。今回策定する過疎地域持続的発展市町村計画については、従前の過疎地域自立促進特別措置法に代わる特別措置法として、本年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定するものである。新しく施行された特別措置法については、過疎地域における持続的発展を図るため、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格のある国土形成に寄与することを目的としている。財政的な支援に重きを置くのではなく、地域の持続的発展を支援することに重きが置かれている。このため、今回の計画から、過疎対策の実効性を高めるため目標の設定と達成状況の評価が追加された。よって、人口ビジョン総合戦略のような達成状況の評価を、今後行っていくこととなる。計画書に記載すべき事項としては、地域の持続的発展の基本的方針、地域の持続的発展に関する目標、計画期間、地域の持続的発展のために実施すべき施策の4点が主な事項となる。具体的な構成については、お手元にお配りした素案を御覧いただければと思う。過疎地域の認定要件が、人口減少率であることから、人口に関する目標が必須事項となっていることや、公共施設等総合管理計画の適応性に関する記述などが特徴となっている。本町における策定の考え方としては、第6期清水町総合計画や第2期人口ビジョン総合戦略、十

勝定住自立圏構想による広域連携などとの整合性を図りつつ、本町の持続的な発展につながる計画を作成していきたいと考えている。なお、この素案については未定稿であることを御承知おきいただきたいと思います。今後、パブリックコメントや北海道との事前協議を経た上で内容を精査し、計画案を策定していきたいと考えている。最後に、今後のスケジュールについてだが、北海道との事前協議資料を今週中に提出し、7月にパブリックコメントを実施、8月中旬までに北海道との本協議を行い、8月末までに北海道の同意を得た上で、9月定例議会に計画策定に係る議案を提出する予定で準備を進めていきたいと考えている。また、固定資産税の免除措置についても、具体的なスケジュールについては未定だが、新法に基づく条例を制定し、免除措置を継続していきたいというふうに考えている。以上、過疎地域持続的発展市町村計画の制度概要及び今後の策定スケジュールに関する説明とさせていただく。よろしく願います。

桜井議長：今、御説明があった過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュールについて説明があった。これに関して何か御質問等があったら、お受けする。何かないか。

(なしという声あり)

桜井議長：質問なしと認める。これで町長からの申出事項については全て終わったので、ここで執行部側には退席をいただく。
暫時休憩する。

【休憩 13：11（執行側退席）】

【再開 13：11】

(2) 意見書案の協議について

・2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

桜井議長：休憩前に引き続き会議を開く。

(2) 意見書案の協議について、まず順番に、2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について、提出者の鈴木孝寿議員から説明をいただく。

鈴木議員：こちらについては、昨年度も同じように出て、ずっと出ている。その中で、文言については、委員会のほうでしっかりと修正しながら今の時代に合わせたというか、今回に合わせたような形で修正させてもらっている。どうぞよろしく願います。

桜井議長：只今の意見書（案）について何か質疑等があればお受けしたいと思うが、ないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なしとする。6月定例会最終日に提案をされるので、ご審議のほど、よろしく願います。

・2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

桜井議長：続いて、2番、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）を御確認ください。これについても提出者である鈴木孝寿議員から説明をいただく。

鈴木議員：こちら先ほどと同じだが、内容を委員会で精査をさせていただき、今回提出させていただく。どうぞよろしくお願いいたします。

桜井議長：何か質疑等があればお受けしたいと思うが、ないか。

（なしという声あり）

桜井議長：それでは、これについても6月定例会最終日に提案をするので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）

桜井議長：次に、3番、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）、これについて、提出者である口田邦男議員より説明をいただく。

口田議員：この件については、例年同じようなタイプで出ている。内容については問題ないということなので、ひとつよろしくお願いいたします。

桜井議長：これについて何か質疑等はないか。

（なしという声あり）

桜井議長：なければ、これについても6月定例会最終日に提案される。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書（案）

桜井議長：引き続き、4番、高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書（案）について、これも提出者である口田邦男議員から説明をいただく。

口田議員：この件については、初めて出た意見書であるが、いろいろと協議させていただいた。皆考え方は大体、処分場にしておほしくないという気持ちは皆同じで、ただ、その内容、文面、これはちょっと請願の内容に少し修正を加えて提出したので、よろしくお願いいたします。

桜井議長：これについて何か質疑等はあるか。11番、加来良明議員。

加来議員：請願には記という部分があったのを全部削除したということか。

口田議員：そういうことである。

加来議員：もう1点、今、この案の中で、中ほどにある2020年11月17日、寿都町と神恵内村においてという部分が、我々が提出する意見書としては、清水町がよその町村について、こういったことを懸念されるとか、風評被害で住民が分かれるとか、そういうことを入れる必要はないのではないかと思う。「地域住民の不

安や風評被害の懸念から反対する声などが寄せられる一方、地域振興への期待など、立場の異なる関係者の意見がぶつかり、地域に修復困難な垣根を残すことが懸念されます。」ところは抜いてもいいのではないかと思うのだが。

桜井議長：口田議員

口田議員：この件については、委員会としてはいろいろと協議はなされていない。問題なしということで終わらせていただいたので、この席で議論があれば出して協議していただきたい。

桜井議長：加来良明議員。

加来議員：協議されていないということであれば、もしこの場でほかの議員が、ほかの町村の取り組みについて批評することなく、清水町としての意見書(案)には、ここの活動は関係ないのではないかと思うので、「文献調査の作業を開始した」まではいいが、その下からの3行については必要ないのではないかと私は思うが、皆さんの意見を聞いていただきたい。

桜井議長：口田議員。

口田議員：つけ加えて、この件については、ほかの他町村の意向もいろいろと調べた。それで、新得町を参考にしてちょっと修正させていただいたのだが、今、加来議員からの指摘事項については、どこの町村も入っている、そのままの状態を出ている。そういったこともひとつ参考に議論をお願いします。

桜井議長：今、提出者である口田議員の説明もあったが、ほかの議員の皆さん、この意見書(案)について、今の件、いかがか。加来議員の言われるように、この部分についてはもう少し考えたほうがいいのか、削除したほうがいいのかということだが、いかがか。5番、鈴木孝寿議員。

鈴木議員：寿都町と神恵内村の内政まで踏み込むのもどうかなとは思っているので、この3行、「地域住民の不安」から「懸念されます」までは削除されてもよろしいかなと。個人的には、この意見書を出すのであったら、この宛先も含めて、本当は寿都町と神恵内村に出すべきなのかなと私は心の中では思うが、それはちょっと置いて、要は衆議院、内閣総理大臣も含めて出すということであるので、この下の3行は、寿都町と神恵内のほうはやはり内政のことになってしまうから、削ったほうがいいのかとは思ふ。

桜井議長：厚生文教常任委員会の委員もおられると思うし、採択に向けて採択されたということであるが、それを含めて御意見があればお伺いしたいと思うが、いかがか。高橋委員。

高橋委員：厚生文教常任委員会でこのところを問題にしなかったというのは、寿都町と神恵内村に関しては、道民皆知っていること、もう明らかなことであるということから、そこを引き合いに出した。そのほうがタイムリーさが出るというような感覚、これは個人の意見だが、確かに内政干渉と言えば、そこに当てはまるかもしれないが、意見書としてその事実を相手方にぶつけるというのは、特に問題ないのではないかということで、このところは問題にしなかったという経緯があると思う。

桜井議長：あえて、この部分については、委員会の中でも議論しなかった部分である。他町村のもほぼ原案どおり提出されているということを鑑みて、委員会でいろいろ議論をされたが、全会一致ということになったのだが、この両町についての部分を削除するかしないか、これについては特に皆さん意見があれば。なければ議決に向けて採決をしなければならないということだが、それでよろしいか。中島委員。

中島委員：先ほど加来委員からも出ていたが、基本的には、こういう意見書というのは行政区が違えばあんまり介入すべきでないだろうというのは、私もそういうふうに思っている。これについて、今、高橋委員からも出て、委員会で協議していないということで、改めて…。私もちょっと引っかかるのは、今回いろいろ出た「地域に修復困難な垣根を残すことが懸念されます」と。それは地域事情を察して言っている文章である。だから、ここまであれしたら、清水町が今の話題となっている2町村に対して心配しなければならないことかどうかではなくて、問題は、「地域間で意見がぶつかりながら」でなくて、核を北海道に入れてくるのがいいか悪いかが問題の意見書だと思う。そうすると、話題にしていなかったのも、まだ最終日までちょっと時間があるので、提出することについてはやぶさかでないのだが、そういう他の町村に介入している、ほかが出ているからいいのではなくて、私は加来委員の言ったようなことで、その考え方というのはやっぱり当議会としてのある程度通していいのではないかなというふうに、私個人的にはそういうふうな思いもある。だから、逆に言うと、いま一度委員会で検討していただいて、速やかな提案をしてもらいたいというふうに、私は思っている。

桜井議長：中島委員の言われることについては、委員会を開いて最終的に意見書（案）を出すと。そして、その後、再度、全員協議会を開いてしなければ議会に提出できないということか。

中島委員：今ここで、そういう考え方をそれぞれお話ししたので、委員会に私は協議していなかったということだから、協議して、このまんまならこのままで、別に全員協議会を開かなくても、提出するということは、もう意見書の請願は、本会議で決まって、皆の同意を得ているのだから、中身ついてそういう思いがあるという部分を、いま一度委員会で検討してもらいたい。その結果、その意見は要らないと言われたら、それはそれでいいと思うが。

桜井議長：口田委員。

口田委員：協議していなかったとかというような指摘だが、我々は、これでいいというふうに解釈したのだから、そして提出したのだから、あと、問題があれば本会議でやってほしい。委員会は開けない。

桜井議長：加来委員。

加来議員：今まで、これまでの議会の慣例として、委員会で意見書を協議した上、この全員協議会で修正も含めて妥協点を協議して、できるだけ皆が賛成して、清水町議会の総意として意見書を出しましょうという方法で、この協議会でいつも

このような協議をしてきて、文言を変えたりしてきてもいる。だから、今ここで皆さんがこのままでいいと言うなら、このままで提出して、あと、先ほど委員長が言ったように、本会議で、修正しないと納得できないというのなら反対すればいいだけのことだという、そういう段取りで今までも来ているから、ここで、全員協議会で皆このままでいいというほうが多いのなら、このままで、本会議に提出すればいいだけの話で、変えたほうがいいというなら、変えて提出すればいい。

桜井議長：それでは、皆さん、それぞれ意見というか、考え方があろうと思うが、お諮りする。今、口田議員から意見書（案）が提出されたものを、議会の意見書として議会に提出することよろしいか。川上議員。

川上議員：提案者としては、要するに、こういう改めて今回、寿都町と神恵内のことが起きまして、結局このようなやはり全道的な動きとして反対意見書を出すということになっているので、結局、無理やりこういった形で、手を挙げたのは事実だが、それに対するやはりそれぞれの町と村でいろんな混乱を起こしているというのは事実だと思う。そのことをやはり指摘して、そういうことがあるので、この内容のまま提出していただきたいと思う。

桜井議長：今、原案のとおり提出することについて皆さんから意見を聞こうとした。また、一部、この部分については修正をして提出したほうがいいのかという意見の方、挙手をお願いします。

（挙手なし）

桜井議長：西山議員。

西山議員：ここで話しをしても収まらないと思うので、この全員協議会が終わった後、委員会を開いてもらって、修正するかどうか決めてもらえれば結構だと思う。委員会にお任せするので、やっていただきたい。

桜井議長：今の結果、修正して提出したほうがいい方がいなかったもので、そのまま出すことにしたいと思う。よろしいか。

（よろしいという声あり）

桜井議長：この6月定例会最終日の意見書についての4件については、このようにして提案をさせていただくので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

（3）議員提出議案について

・清水町議会会議規則の一部改正について

桜井議長：続いて、（3）議員提出議案、清水町議会会議規則の一部改正について、これについては議会運営委員長である中島里司議員より、概要説明をお願いします。

中島議員：お手元に資料がいつていると思う。今回の提案することになった1つの流れをちょっと説明させていただいて、御同意をいただきたいというふうに思う。全国議長会からの通知である。これについては、議員のなり手不足解消に向けて、男女の議員が活動しやすい環境整備として、出産・育児・介護など議員と

して活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児・介護などの議会の欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。また、議会への請願手続について、請願者の利便性の向上を図るため、請願者の押印を一律に義務づけている現行の会議規則を見直し、請願者が自署している場合は押印を不要とし、請願者の氏名が活字やゴム印により記載されている場合や複写されている場合は、請願の真正性を確保するため、押印を必要とするものである。最終日、6月25日に提案していきたいと思っているので、御理解をいただきたいと思う。このお手元にある文書と私の言っているのと若干違ったように思うが、今お話ししたように、現状に合ったものに変えていくという考え方で提案をしているところである。

桜井議長：只今の中島議員の議員提案の案件について説明があったが、何か質疑等はないか。

(なしという声あり)

桜井議長：質疑等はないとする。

(4) 議会運営委員会からの報告事項について

・議会報告会と町民の意見交換について

桜井議長：(4) 議会運営委員会からの報告について、まず、議会報告会と町民の意見交換について、中島委員長のほうから説明をいただく。

中島議会運営委員長：それでは、議会運営委員会からの報告について、議会報告会と町民との意見交換会は、去年はコロナの関係で中止になった。今年度についても、今、日程調整がなかなかできない状況にあるが、何とか今年可能であれば実施したいという議会運営委員会の全体の意思として、ぎりぎりまで協議している。日程については、会場の都合でまず先に捉えたら、予定としては、令和3年11月16日(火)19時から御影公民館の大集会室、これはコロナの関係で御影は2階の会議室でやっていたが、やはり広いスペースの中でやろうということで、大集会室を予定しているの、今の段階で空いているのは11月16日ということである。そして、清水のほうは文化センターの大ホールを予定しており、11月17日を予定している。御影、清水と続けてやろうということで、今現状では11月16日御影、17日文化センターということで予定して、時期を見て町民に周知したいというふうに考えている。ただ、コロナの状況で情勢が変われば、またそのときに協議して、これ以上後回しになれば、今年度は見送りかなという、今、委員会ではそういう話もしているので、それらを含めて、皆さん、御承知、御協力をお願いしたいと思う。また、意見交換会のテーマについては、それぞれ「議員のなり手不足の解消」とか、「情報共有の在り方」が提案されているが、開催までに若干時間があるので、今後ともそれらについてを軸にして、議会運営委員会で協議して取り組んでいきたいというふうに思っている。また、

議員派遣については、9月の定例会に諮ることとしている。以上、何とか報告会を実施したいという思いでいることを皆さんに報告して、御協力を賜りたいというふうに思っている。以上である。

桜井議長：議会報告会と町民の意見交換会について、議会運営委員会からの報告があった。これについて何か質疑等はないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、この件についてはこれで終わらせていただく。

・模擬議会について

桜井議長：2番目、模擬議会について、これについても議会運営委員会の中島委員長のほうから説明をお願いする。

中島議会運営委員長：模擬議会、これは清水高校の高校生の授業の一環として、昨年から実施されているが、今年度についても学校のカリキュラムの中にもう既に高校で積極的に取り組んでいただいている状況にある。議会としても、それに応えていきたいということ、そして、議会活動についても若い人たちの意識改革につなげていければというふうな思いで、高校と打合わせして、既に高校のこれについては議会の日程ではなくて、高校の日程で取り進めていきたいというふうに考えている。そこで、6月29日に、高校生との勉強会、これは議会運営委員会の委員を軸に対応をしたいと。そして、9月28日、これは模擬議会リハーサル、昨年は全議員で高校へ出向いていただいて、リハーサルをしたいというふうに思っている。そして、10月5日火曜日に模擬議会、これはこの本会議場で、執行側は答弁もあるので、全議員とそれから執行側の答弁のもとで、10月5日模擬議会を開催したいというふうに思っている。これについては執行側には協力要請済みなので、リハーサルの議員派遣についても、9月定例会に諮ることとし、何とか今年度は実施していきたいというふうに考えているところである。以上である。

桜井議長：今、中島委員長から説明があった模擬議会について、何か質疑等があればお受けしたいと思う。2番、川上均議員。

川上議員：前回、ちょっと気になったのだが、男女共同参画の関係でいえば、前回、全議員が男子生徒だった。そういう部分では、やはりバランスを取って選任していただくように、高校側にもやはり要請していただきたいと思う。

桜井議長：中島委員長。

中島議会運営委員長：今の件、特に高校側の授業の一環で取り組んでいただいているので、議会から特に注文はつけていない。今後のことも考えれば、機会があれば、そういうことについてもお話ししてもいいが、それがなければ云々ということではない。授業の一環ということで捉えているので、その辺で取り組んでいきたい。当然、機会があったらそういう話も先生なりにしていきたいというふうに思う。

桜井議長：現時点では、情報によると、女性の生徒も参加されるということなので、そこから辺、よろしく願います。

ほかに何か質疑等はないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、このように進めさせていただきたいと思う。

・議会モニター募集状況について

桜井議長：続いて、3番目、議会モニター募集状況について、これについても議会運営委員会の中島委員長より説明をいただく。

中島議員：当初、議会モニター募集については3月15日から4月30日の期間で募集した。10名以内の定員となっているが、7名の応募があり、その後、7名で今年度のモニターの決定をさせていただいた。なお、まだ3名の枠があるので、この場をお借りして、議会運営委員はもちろんだが、議員のそれぞれの方々でもし議会モニターをやっていただけるというような方がいたら、定員に枠もあるので、御協力方お願いしたいと思う。なお、現状として7名でもモニターの機能を發揮していただくように、コロナの状況を見て開催をして取り組んでいきたいというふうに考えている。以上である。

桜井議長：今、中島委員長から説明があったように、議会モニターの現状とこれからの進め方について、これについて何か質疑等があればお受けしたいと思う。

(なしという声あり)

(5) その他

桜井議長：なしと認めさせていただいて、(5) その他である。皆さんのほうで何かあったらお受けしたいと思うが、ないか。

(なしという声あり)

桜井議長：事務局から特にないということなので、これで全員協議会を終わらせていただく。

【閉会 13：41】